

南丹市食育ロゴマーク利用要領

(目的)

第1条 南丹市健康増進・食育推進計画（平成24年3月制定）における食育を推進するため、適切に南丹市食育ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という）を南丹市の食のシンボルとして活用し、南丹市の健康づくり、人づくり、地域の活性化を推進することを目的とする。

(実施主体)

第2条 南丹市および南丹市健康増進・食育推進計画庁内推進委員会食育部会（以下食育部会）

(実施内容)

第3条 南丹市の食育推進を行なっている施設（店舗）・グループ等のうち、ロゴマークの利用を希望するものは、市長に対しロゴマーク利用申請書（様式第1号）にて提出する。

2 申請があれば、食育部会にてロゴマークの使用可否の判断を行う。

3 利用が認められたものに対し、ロゴマーク利用許可書（様式第2号）と21cm角のステッカー等（希望によりロゴマークデータが保存されたCD-ROM）を発行する。また、希望者にロゴマークの使用許可施設・グループ等として市のホームページ等で適宜公表し、市民への周知に努めるものとする。

4 利用が認められなかったものについては、却下通知としてロゴマーク利用不承認通知書様式第3号を発行する。

(認定要件)

第4条 南丹市の内外を問わず、南丹市の「食育」推進に寄与することを目的に使用することが、認定要件となり、以下の南丹市の食育推進計画の4つの分野のうち2つ以上を推進していなければならない。また「食育」推進しておられる内容がわかるチラシや写真等を必ず添付しなければならない。（別紙「南丹市食育ロゴマークの活用のご案内」食育推進計画4つの分野を参照）

またホームページ掲載を希望される方は、写真をデータで添付しなければならない。

- (1) 食生活と健康
- (2) 食文化の継承
- (3) 風土を生かした食育—地産地消
- (4) 食とコミュニケーション

(使用の制限)

第5条 市長は、ロゴマークの使用が次に挙げる場合にあたると判断される時は、利用を許可しない。

- (1) 不当な利益を上げるために利用しようとする場合

(2) 市の品位を傷つけ、又はマーク制定の趣旨の妨げとなるおそれがある場合

(3) 市が行う事業又は支援等を行う事業を推進する上で、支障が生ずるおそれがある場合

(4) 定められた利用方法によって利用しないと認められる場合

(使用の注意事項)

第6条 ロゴマークのデザインを変形・加工したり、他の図形等と重ねて使用しないこと
(縦横比の変形や形状の一部改変も認められない。)

(認定の取り消し)

第7条 使用者が、不正に使用したと認められる場合は、市長は認定を取り消す。また、使用に起因する問題が生じた場合、使用責任者が一切責任を負うこととする。

(使用期間)

第8条 認定された使用内容が終了するまでとする。但し、使用が継続的な場合は、南丹市長から使用の終了又は使用者から使用の取りやめる旨の連絡がない限り、各年度末までを認定期間として年度毎に自動的に更新する。